

訪問看護師育成支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する訪問看護師育成支援事業について、補助の要件等を定めるものである。

なお、本事業は、訪問看護未経験の看護師を新たに雇用又は配置し、同行訪問等により育成を行う訪問看護ステーションを支援することにより、訪問看護師の確保と資質向上を図ることを目的とする。

(申請者の要件)

第2 申請者は、次に掲げる要件を満たす宮城県内にある訪問看護ステーションの開設者とする。

- (1) 補助金申請年度の前年度の1月2日以降若しくは補助金申請年度内に新たに雇用又は同一経営主体内での異動により配置した看護師について育成を行うこと
- (2) (1)の看護師の育成が、宮城県訪問看護推進協議会が作成した「新卒・新人訪問看護師育成プログラム」（以下「育成プログラム」という。）に基づいた育成であること
- (3) (1)の看護師を異動により配置した場合は、当該訪問看護ステーションにおける看護職員が1人以上増加すること
- (4) (1)の看護師の育成に従事する主たる指導者が、宮城県が実施する「実習指導者講習会（特定分野を含む）」を受講していること

(補助対象経費等)

第3 補助の対象とする経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。この時、別表第2欄に定める方法により算出した額と、第3欄に定める基準額とを比較し、少ない方の額を選定するものとする。

2 第1項の規定により算出された額の合計額が本事業に係る予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(交付の申請)

第4 補助金の交付申請に当たって、要綱第3第2項(4)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護師育成支援事業実施計画書（要領様式第1号）
- (2) 育成対象看護師の雇用関係、勤務先及び当該勤務先における勤務期間を証する書類
- (3) 主たる指導者が、宮城県が実施する「実習指導者講習会（特定分野を含む）」を受講していることを証する書類 ※必須
- (4) 主たる指導者が、宮城県が実施する「研修責任者研修会」のうち「新人看護職員実地指導者研修」を受講していることを証する書類 ※任意
- (5) 訪問看護師育成支援事業所要額調書（要領様式第2号）

(実績報告)

第5 補助金の実績報告に当たって、要綱第6第2項(5)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護師育成支援事業所要額精算調書（要領様式第3号）
- (2) (1)を証する支出関係書類等

附 則

- 1 この要領は、平成29年11月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和2年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年11月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和3年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年11月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和4年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年11月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和5年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

(別表)

補助対象経費	補助対象経費の算出方法	基準額	補助率
イ 育成プログラムの対象となる看護師（補助金申請年度内に勤務期間が3か月以上経過する者）の給与費	補助対象となる看護師の育成プログラム開始後3か月間の給与費（給料、手当、法定福利費（事業者負担）） なお、育成プログラム開始が補助金申請年度前である場合は、補助金申請年度の4月から3か月間とする	1施設1人当たり1,082千円 なお、非常勤の看護師にあつては、1人当たり672千円	10/10
ロ 上記イの看護師に係る研修等の参加経費	補助金申請年度における研修等の参加に係る経費（旅費、負担金）	1施設1人当たり30千円	